

平成23年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方

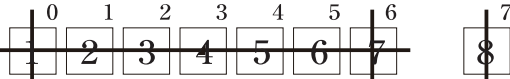
提出は最寄りの金融機関・郵便局・都道府県労働局へ

申告・納付は7月11日(月)までに

年度更新申告書の書き方等については、コールセンターへお問合わせください。
※連絡先等は、同封のリーフレットをご参照ください。

◎申告書記入にあたっての注意事項◎

- (1) □枠に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体にならって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からのみだしがないように注意してください。

<訂正方法>  訂正印は不要です。

なお、**領収済通知書(納付書)**に記入する納付額は訂正できません。書き損じたときは、**同一都道府県内の新しい領収済通知書**を使用してください。
(最寄りの労働局等に用意してあります。)

- (2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。
なお、数字が小さいと誤読の原因となりますので注意してください。
- (3) 領収済通知書の□枠には「¥」記号を記入してください。
- (4) 申告書及び領収済通知書(納付書)にあらかじめ印書してある数字(保険料率等)、文字は一切訂正しないでください。

- ・ 現在、労働者がいない場合、または納付が困難な場合でも申告書の提出は必要です。
- ・ 期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)を課す場合がありますので注意してください。

申告・納付期日最終日である7月11日(月)は、金融機関・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。

～電子申請なら、ご自宅・オフィスのパソコンで24時間申告・納付が可能です～

是非ご利用ください。(詳しくはP.28を参照)

平成23年度第3期納付分から、口座振替により納付いただくことが可能となります(詳しくはP.31を参照)。



都道府県労働局・労働基準監督署

社会保険・労働保険徴収事務センター

主な事項の目次

①	申告書の提出・保険料・一般拠出金の納付の方法	P.3
②	年度更新手続きのしかた	P.4
③	申告書の作成までの流れ	P.6
④	石綿（アスベスト）健康被害救済のための 「一般拠出金」の申告・納付について	P.7
⑤	一括有期事業報告書（建設の事業）の書き方	P.8
⑥	一括有期事業総括表の書き方・記入例	P.10
⑦	建設の事業の申告書の書き方・記入例	P.12
⑧	林業の事業の申告書の書き方・記入例	P.14
⑨	事業を廃止した場合、元請工事がなかった場合、還付額が出る場合等	P.16
⑩	還付請求する場合について	P.17
⑪	その他の注意事項	P.20
⑫	一括有期事業報告書・総括表作成のチェックポイント	P.23
⑬	事業主・事業の名称・所在地・事業の種類（業種）等を変更した場合について	P.24
⑭	電子申請による年度更新手続きについて	P.24
⑮	労災保険率適用事業細目表	P.25
⑯	有期事業の一括ができる都道府県労働局の管轄区域一覧表	P.27
⑰	年度更新手続きはパソコンから行うことができます	P.28
⑱	口座振替について	P.31
⑲	年度更新よくある質問	P.32

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付（徴収法第15条）と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付（徴収法第19条）の手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。

この年度更新の手続きは、本年度は6月1日から7月11日までの間に行ってください。

手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（保険料・拠出金の10%）を課すことがあります。

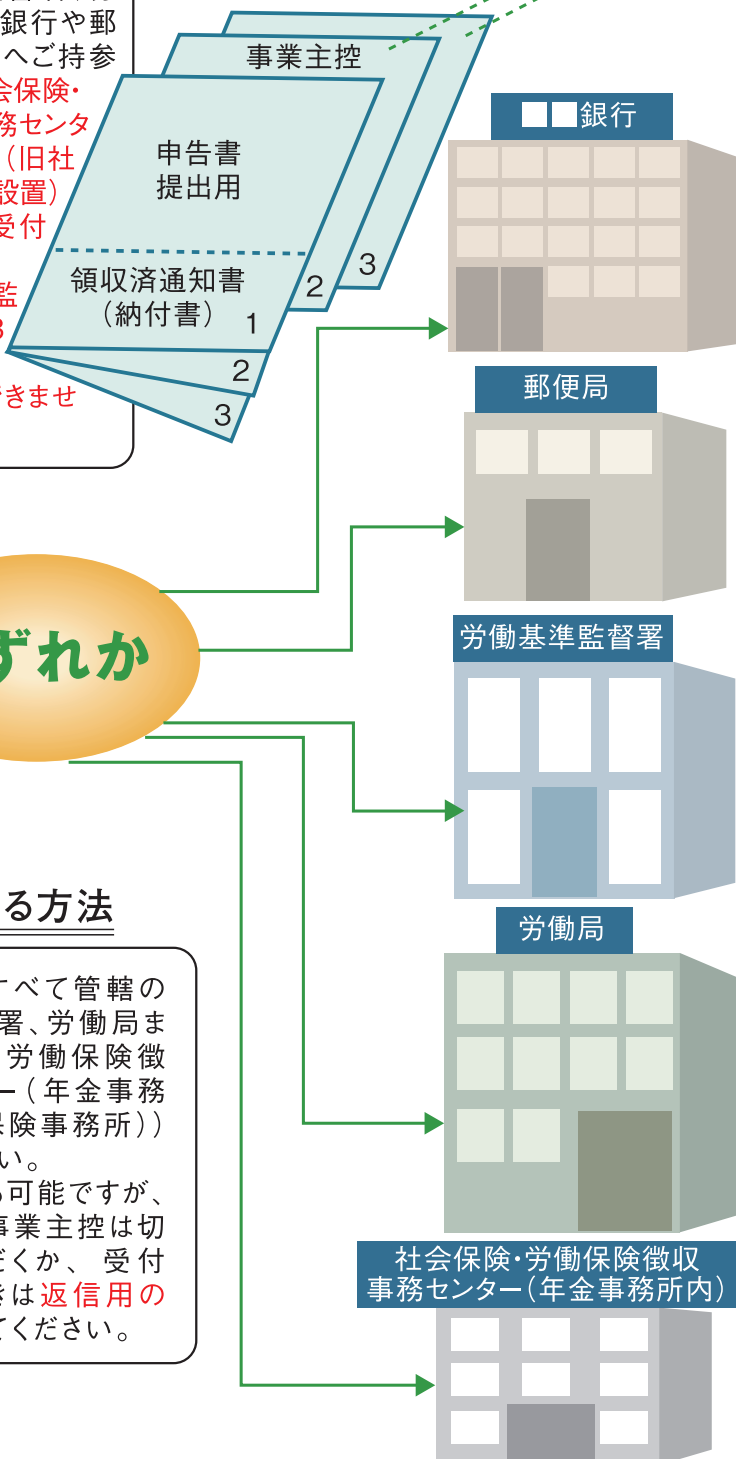
労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

◎口座振替についてお知らせがあります。詳細はP.31をご覧ください。

1 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法

申告書の2枚目と3枚目の上部を切り離し、労働保険料と一般拠出金を添えて管轄の労働基準監督署、労働局、金融機関(銀行や郵便局)のいずれかへご持参ください。また、**社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内(旧社会保険事務所)に設置)**では申告書のみ受付を行っています。
 なお、**労働基準監督署**では、**所掌3**の申告書(藤色と赤色)の納付はできません。

事業主控は保存しておく



銀行や郵便局(ゆうちょ銀行)へ**申告書と納付書を切り離さず**にお出しになれば申告書(提出用)は労働局あて送付されますが、もし返却された場合はお手数ですが、管轄の労働局あてにお送りください。

一括有期事業報告書、一括有期事業総括表は銀行や郵便局及び社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)では受付することができませんので、管轄の労働基準監督署・労働局にご持参いただくか、お送りください。

いずれか

来庁による方法

申告書は3枚すべて管轄の労働基準監督署、労働局または社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内(旧社会保険事務所))へご持参ください。
 郵送での提出も可能ですが、その場合予め事業主控は切り離していただくか、受付印が必要なときは**返信用の封筒を同封**してください。

報告書

総括表

労働保険料の納期について

各期の納付期限	全期・第1期	7月11日
	第2期	10月31日
	第3期	平成24年1月31日

- ★申告・納付期日最終日である7月11日(月)は、銀行・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。
- ★第2期、第3期の納付書は各納付期限の概ね10日前に送付いたします。
- ★第2期、第3期の納付はどなたでも電子納付がご利用できます。
- ★納付を怠った場合、延滞金が徴収されます(年率14.6%。ただし、初めの2ヶ月間は延滞金軽減法の適用年率で計算されます。)

2 年度更新手続きのしかた

● 年度更新手続き

建設の事業では、一括有期事業の保険料算定のため、**一括有期事業総括表・一括有期事業報告書**（様式第7号）が必要です。提出につきましては、管轄する労働基準監督署または労働局をお願いします。（金融機関は申告書のみ受取ります。）

● 有期事業の一括ができる工事及び区域等

建設業については、一つの工事が1億9千万円未満、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合一括して申告（徴収法第7条）することになっていますが、一括扱ひできる工事は、都道府県労働局ごとの管轄の区域で行う工事です。（P.27参照）

なお、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」は、全国で行う工事が一括扱ひできます。

立木の伐採の事業については、素材の生産量が1000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業については、一括扱ひができます。

*一括有期事業の要件に該当しない事業の場合は、1現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続き（これを「単独有期事業」といいます。）をすることとなります。なお、単独有期事業については、20ページを参照してください。

● 申告する工事（建設）

建設業において、一括有期事業の対象となるのは、以下の1～3のいずれの要件も満たす工事となります。

1 元請工事

元請負により、有期事業の一括扱ひが出来る区域で実施した工事。

2 請負金額および概算保険料

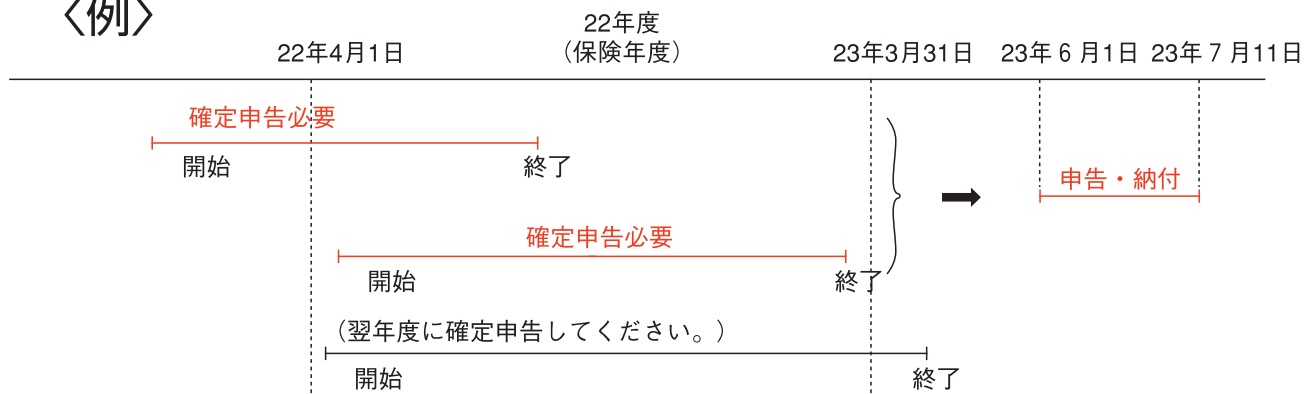
一工事の請負金額が**1億9千万円未満**、かつ概算保険料額が**160万円未満**の工事。

3 工事期間

以下に例示した**赤線**の工事、つまり、平成22年度内（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）に終了した工事。

（平成22年3月31日以前に開始している工事の算入洩れがないよう注意してください。）

<例>



● 保険料の算定のしかた(立木の伐採の事業はP.14を参照してください。)

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

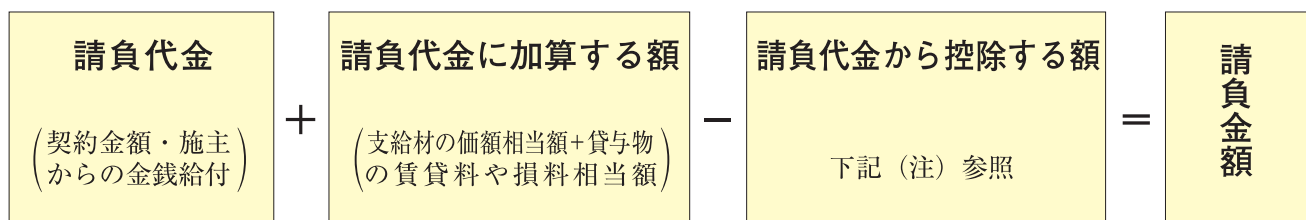
1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。なお、各工事等への按分計算は認めていません。

2 請負金額による算定(賃金総額を正確に算定することが困難なもの)

建設の事業において、賃金総額が正確に把握し得ない場合には請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金(消費税額を含む。)、つまり請負代金に、支給資材等の価額相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物(注)のみを控除したものをいいます。



(注) 請負代金から控除する控除対象工事用物は、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」(業種番号36)の機械装置のみです。21ページを参照してください。

● その他

- 1 一括有期事業総括表・一括有期事業報告書は銀行や郵便局では受け取れませんので、管轄の労働基準監督署または労働局に持参または送付してください。
- 2 平成22年度中に終了した元請工事がない場合は、一括有期事業総括表・一括有期事業報告書を提出する必要はありません。申告書のみを労働基準監督署または労働局へ提出してください。

3 申告書作成までの流れ

Step 1 一括有期事業報告書の作成

(8~9ページ参照)

平成 22 年度中に終了した一括有期事業対象工事を一工事ごとに「事業の種類」「事業開始時期」に分けて記載する。

この3部は確定保険料申告の際に、記載し、送、送る提出する。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)

労働保険番号 XX101600101000 2 枚のうち1 枚目

事業の名称	事業開始の所在地	事業の種類	事業開始時期	労働者数(平均)	建設費(千円)	賃金総額(千円)	労務比率	労務費(千円)
小林ハイソ新築工事 (平成19年3月31日以前 開始工事分)	〇〇市 XXO-O-O	18年5月1日から 22年8月31日まで	99,700,000		99,700,000	21	20,937,000	
(小計)					99,700,000		20,937,000	
斉藤邸新築工事	〇〇市 XXO-O-O	22年4月1日から 22年12月30日まで	78,250,000		78,250,000	21	16,492,500	
佐藤邸増築工事等5件 (平成19年4月1日以降 開始工事分)	△△市 XXO-O-O	22年5月1日から 23年1月15日まで	35,200,000		35,200,000	21	7,392,000	
(小計)					113,650,000		23,824,500	
事業の種類	35建設事業	計	213,150,000		213,150,000		44,761,500	

23年6月10日

〇〇市労働局労働保険科会計課入課取組 課長 〇〇

株式会社〇〇工務店 代表取締役 〇〇〇〇

様式第7号(第34条関係)(甲)(別紙)

労働保険番号 XX101600101000 2 枚のうち2 枚目

事業の名称	事業開始の所在地	事業の種類	事業開始時期	労働者数(平均)	建設費(千円)	賃金総額(千円)	労務比率	労務費(千円)
渡辺邸内装工事 (平成19年3月31日以前 開始工事分)	〇〇市 〇〇1-O-O	18年12月20日から 22年5月19日まで	9,350,000		9,350,000	21	1,963,500	
(小計)					9,350,000		1,963,500	
市営住宅内装工事	〇〇市 〇〇2-O-O	22年7月19日から 22年10月0日まで	5,250,000		5,250,000	22	1,155,000	
安藤邸内装工事	〇〇市 〇〇3-O-O	22年11月25日から 23年9月5日まで	(7,350,000)		(7,350,000)		(965,520)	
宮内邸内装工事等25件 (平成19年4月1日以降 開始工事分)	〇〇市 〇〇4-O-O	22年5月1日から 23年2月6日まで	105,000,000		105,000,000	22	23,100,000	
(小計)					(7,350,000)		(965,520)	
					110,250,000		24,255,000	
事業の種類	38建設建築物設備工事等	計	(7,350,000)		(7,350,000)		(965,520)	
			119,600,000		119,600,000		27,184,020	

Step 2 一括有期事業総括表の作成

(10~11ページ参照)

一括有期事業報告書から「事業の種類」「事業開始時期」ごとに請負金額を転記し、労務比率を乗じて賃金総額を算出する。
賃金総額算出後、該当する労災保険率を乗じて業種ごとの保険料額を計算する。

様式第7号(第34条関係)(甲)(別紙)

平成22年度一括有期事業総括表(建設の事業)

労働保険番号 XX101600101000 2 枚のうち2 枚目

事業の種類	事業開始時期	請負金額	賃金総額	労務比率	保険料額
31 住宅新築等	18年5月1日から22年8月31日まで	99,700,000	20,937,000	21%	314,055
32 建設新築工事	22年4月1日から22年12月30日まで	78,250,000	16,492,500	21%	
33 建築工事等	22年5月1日から23年1月15日まで	35,200,000	7,392,000	21%	
34 建設又は機器設置工事	22年5月1日から23年1月15日まで	113,650,000	23,824,500	21%	357,360
35 建設建築物設備工事等	22年5月1日から23年2月6日まで	(7,350,000)	(965,520)	22%	27,482
36 建設建築物設備工事等	22年5月1日から23年2月6日まで	110,250,000	24,255,000	22%	353,080
計		213,150,000	44,761,500		71,944
					1,004,329
					49,044
					2,452

4

石綿(アスベスト)健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付について

石綿健康被害救済制度は、石綿(アスベスト)による健康被害を受けられた方及びその遺族で、労災補償等の対象にならない方に対しても救済を図ることを目的として、「石綿による健康被害の救済に関する法律」により創設されました。

この健康被害者の救済費用に充てるために必要な費用は、**国からの交付金**、**地方公共団体からの拠出金**とあわせて、**事業主の皆様からの拠出金(一般拠出金)**によってまかなわれます。

Step 3 申告書の作成

(12~15ページ参照)

活有期事業総括表で計算した賃金総額合計、保険料額、一般拠出金大賞賃金総額、一般拠出金額を転記し、確定保険料一般拠出金額を計算する。
算保険料についても記載し、確定保険料額と申告済概算保険料との過不足を計算して、申告書を完成させる。

(1) 対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、すべての労災保険適用事業場の事業主に一般拠出金を負担していただくこととしています。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(一般拠出金の徴収及び納付義務)

第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 (略)

3 労災保険適用事業主(略)は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(2) 納付方法(納付時期) 労働保険料と併せて申告・納付します

一括されている事業であっても、個々の**事業(工事等)**の**開始年月日**が**平成19年4月1日以降のもののみ申告・納付対象**となります。したがって、平成23年度の年度更新では、平成19年4月1日以降に開始した工事で平成23年3月31日までに終了した工事について一般拠出金の申告・納付の対象となります。

- ① 労働保険の年度更新手続
- ② 事業終了(廃止)



労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

(注) 一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。延納(分割納付)はできません。

(3) 料率

一般拠出金率は、業種を問わず一律**1000分の0.05**です。また、労災保険のメリット対象事業場についても一般拠出金率にはメリット料率の適用(割増、割引)はありません。

(4) 算定方法

平成19年4月1日以降に新規に開始した事業(工事)にかかる

① 支払賃金による賃金総額

$$\text{事業主が労働者に支払った賃金総額(千円未満は切り捨て)} \times \text{一般拠出金率(1000分の0.05)}$$

② 特例による賃金総額(工事全体の支払賃金総額を正確に把握することが困難な場合)

$$\text{請負金額} \times \text{労務比率} = \text{特例による賃金総額}$$

$$\text{特例による賃金総額(千円未満は切り捨て)} \times \text{一般拠出金率(1000分の0.05)}$$

(例) 1千万円 \times 0.05 \div 1000=500円(1円未満切り捨て)

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた**石綿健康被害救済基金**に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫や肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族(労災補償等の対象とならない方に限る。)に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

○ 救済に関するお問合せ先(ホームページ等)は以下のとおりです

・独立行政法人 環境再生保全機構
フリーダイヤル0120-389-931

<http://www.erca.go.jp>

・環境省 地方環境事務所

<http://www.env.go.jp/region/>

5

一括有期事業報告書(建設の事業)の書き方

- 1 一括有期事業報告書には、平成22年度中に終了した一括有期対象工事(元請分)をもれなく計上してください。その場合、「事業の種類」ごとに別業とし、さらに「平成22年度一括有期事業総括表」に記載されている「事業開始時期」ごとに分けて記入してください。
- 2 「事業の種類」を分けるにあたっては、「**労災保険率適用事業細目表**」(25~26ページ)を参考にしてください。
- 3 この報告書には一工事ごとに記入してください。ただし、一工事の請負金額が**500万円未満**の工事については、事業の種類ごとに「〇〇工事他〇件」と合算して記入してもかまいません。なお、合算して記入した工事については、どの工事を合算したのかを必ず分かるようにしておいてください。
- 4 「請負代金に加算する額」欄には、工事用の資材などを支給され、または機械器具等を貸与された場合には、支給された物の価額相当額または機械器具等の損料相当額を計上してください。
- 5 「請負代金から控除する額」欄には、請負代金の額に告示された控除対象工事用物(業種番号36の機械装置のみ認められています。21ページを参照してください。)の価格が含まれている場合、控除対象工事用物の価額相当額を計上してください。
- 6 支払賃金で算定する工事を含む場合は、右記の記入例(9ページ)を参照してください。

事業の種類・労務费率・保険料率一覧表

業種番号	事業の種類		工事開始日が平成15年4月1日~平成18年3月31日のもの		工事開始日が平成18年4月1日~平成21年3月31日のもの		工事開始日が平成21年4月1日以降のもの	
			労務费率	保険料率	労務费率	保険料率	労務费率	保険料率
31	水力発電施設 ずい道等新設事業		20%	1000分の129	19%	1000分の118	19%	1000分の103
32	道路新設事業		21	29	21	21	21	15
33	舗装工事業		20	17	20	14	19	11
34	鉄道又は軌道新設事業		23	30	23	23	24	18
35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)		21	17	21	15	21	13
38	既設建築物設備工事業		21	14	21	14	22	14
36	機械装置の組立て又は据え付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	41	16	40	14	40	9
		その他のもの	21		21		22	
37	その他の建設事業		24	23	24	21	24	19

記入例

※平成22年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

この3部は確定保険料申告の際に、記載し、④、⑤を提出する。

様式第7号（第34条関係）（甲） 労働保険 一括有期事業報告書（建設の事業）

事業主 2枚のうち1枚目

労働保険番号	府県所管管轄	基幹番号	枝番号	請負金額の内訳				労働費率	賃金総額
				④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額	⑦ 請負金額 ④+⑤-⑥		
XX101600101000	〇〇市 XXO-〇-〇	18年5月1日から 22年8月31日まで		99,700,000			99,700,000	21	20,937,000
				(平成19年3月31日以前 開始工事分)		99,700,000			20,937,000
	〇〇市 XXO-〇-〇	22年4月1日から 22年12月30日まで		78,250,000			78,250,000	21	16,432,500
	△△市 XXO-〇-〇	22年5月1日から 23年1月15日まで		35,200,000			35,200,000	21	7,392,000
	(小計)			113,450,000			113,450,000		23,824,500
事業の種類	35 建築事業		計	213,150,000			213,150,000		44,761,500

前年度中（保険関係が消滅した日まで）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

23年 6月 10日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

住所 〇〇市〇〇X-X-X
事業主 株式会社〇〇工務店
氏名 代表取締役 〇〇〇〇

①報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。
②社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号（第34条関係）（甲）【別紙】

事業主 2枚のうち2枚目

工事件数が多い場合、2枚目以降は別紙をご使用ください。

労働保険番号	府県所管管轄	基幹番号	枝番号	請負金額の内訳				労働費率	賃金総額
				④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額	⑦ 請負金額 ④+⑤-⑥		
XX101600101000	〇〇市 〇〇1-〇-〇	18年12月20日から 22年5月13日まで		9,350,000			9,350,000	21	1,963,500
				(平成19年3月31日以前 開始工事分)		9,350,000			1,963,500
	〇〇市 〇〇2-〇-〇	22年7月19日から 22年11月10日まで		5,250,000			5,250,000	22	1,155,000
	〇〇市 〇〇3-〇-〇	22年11月25日から 23年3月15日まで		7,350,000			7,350,000	賃金で 算定	965,520
	〇〇市 〇〇4-〇-〇	22年5月1日から 23年2月16日まで		105,000,000			105,000,000	22	23,100,000
	(小計)			110,250,000			110,250,000		24,255,000
事業の種類	38 設営建築物設備工事業		計	119,600,000			119,600,000		27,184,020

賃金で算定した工事はこのようにカッコをしておいてください。

賃金で算定する工事はこのように記載してください。

計25,220,520

計 賃金で算定した工事を含む場合、上段は賃金で算定した合計（小計）額、下段は請負金額による賃金総額による合計（小計）額、その下の欄外に上段と下段の合計（小計）額を記入してください。

6

一括有期事業総括表の書き方・記入例

- 1 一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが総括表です。
 一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります**事業の種類**、**事業開始時期**ごとに消費税を含んだ請負金額を転記し、**労務費率**を乗じて賃金総額を算出し、**千円未満を切り捨て**てください。その額に、該当する労災保険率を乗じて**業種ごとの保険料額**を計算してください。
- 2 昨年度（平成22年度）にメリット制が適用されている事業場は、**昨年度送付している「労災保険率決定通知書」**により、保険料額を計算してください。なお、この場合一括されている各事業の開始時期における労災保険率（基準料率）と当該事業の終了した日の属する保険年度のメリット増減率を用いて算出した労災保険率（メリット料率）により労災保険料を算定します。**1円未満の端数がでた場合は、切り捨ててください。**

以上の計算を総括表で行って記入をし、保険料額の合計を、「概算・確定保険料・一般拠出金申告書」の⑩の（イ）（ロ）労災保険分確定保険料額欄に転記してください。

※平成22年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

この3部は確定保険申告の際に、記載し、⑩、⑪を提出する。

様式第7号（第34条関係）（甲） 労働保険 一括有期事業報告書（建設の事業）

労働保険番号 XX 101600101000

事業主 2 枚のうち / 枚目

事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳			労務費率	賃金総額
			請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額		
小林ハイツ新築工事 (平成19年3月31日以前 開始工事分)	〇〇市 〇〇〇-〇-〇	18年5月1日から 22年8月31日まで	99,700,000		99,700,000	21	20,937,000
(小計)		年 月 日から 年 月 日まで			99,700,000		20,937,000
斉藤邸新築工事	〇〇市 〇〇〇-〇-〇	22年6月1日から 22年12月30日まで	78,250,000		78,250,000	21	16,432,500
佐藤邸増築工事等5件 (平成19年4月1日以降 開始工事分)	〇〇市 〇〇〇-〇-〇	22年5月1日から 23年1月15日まで	35,200,000		35,200,000	21	7,392,000
(小計)		年 月 日から 年 月 日まで			113,450,000		23,824,500
事業の種類 35 建築事業		計	213,150,000		213,150,000		44,761,500

前年度中（保険年度が満了した日まで）に増止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

23 年 6 月 10 日

〇〇 労働局労働保険特別会計収入課収 票

事業主 株式会社〇〇工務店
代表取締役 〇〇〇〇

労働保険率 (XXX - XXXX)
電話番号 (XXX - XXX - XXXX)

住所 〇〇市 〇〇〇-〇-〇

社会保険 〇〇〇〇

法人のときはその名称及び代表者の氏名

社会保険 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

労働者 〇〇〇〇

従業員 〇〇〇〇

【注意】
①欄内書の記載に当たっては、平成19年3月31日までの事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以後に事業(工事)を開始したものとを別記すること。
②社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号（第34条関係）（甲）（別紙）

労働保険番号 XX 101600101000

事業主 2 枚のうち 2 枚目

事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳			労務費率	賃金総額
			請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額		
渡辺邸内装工事 (平成19年3月31日以前 開始工事分)	〇〇市 〇〇〇-〇-〇	18年12月20日から 22年5月17日まで	9,350,000		9,350,000	21	1,963,500
(小計)		年 月 日から 年 月 日まで			9,350,000		1,963,500
市営住宅内装工事	〇〇市 〇〇〇-〇-〇	22年7月19日から 22年11月10日まで	5,250,000		5,250,000	22	1,155,000
安藤邸内装工事	〇〇市 〇〇〇-〇-〇	22年11月25日から 23年3月5日まで	(7,350,000)		(7,350,000)	賃金で算定	(965,520)
宮内邸内装工事等25件 (平成19年4月1日以降 開始工事分)	〇〇市 〇〇〇-〇-〇	22年5月1日から 23年2月6日まで	105,000,000		105,000,000	22	22,100,000
(小計)		年 月 日から 年 月 日まで			(7,350,000)		(965,520)
事業の種類 38 建設建築物設備工事業		計	(7,350,000)		(7,350,000)		24,235,000
			119,600,000		119,600,000		計 25,220,520

工事件数が多い場合、2枚目以降は別紙をご使用ください。

賃金で算定した工事を含む場合、上段は賃金で算定した合計(小計)額、下段は請負金額による賃金総額の合計(小計)額を記入してください。

賃金で算定した工事を含んでいる場合は、このようにカッコをしておいてください。

記入例

※平成22年度中に終了した元請工事がない場合は、総括表の提出は必要ありません。

別添様式 労働保険等 平成22年度一括有期事業総括表 (建設の事業)

この3部は確定保険料申告の際に記載し、記、画を提出する。 事業主控

労働保険番号: XX/101600101000 一括有期事業報告書 2枚添付

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率		保険料額
						基本料率	メリット料率	
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成19年3月31日以前のもの 平成21年3月31日以前のもの 平成21年4月1日以降のもの		19		118		
32	道路新設事業	平成19年3月31日以前のもの 平成21年3月31日以前のもの 平成21年4月1日以降のもの		21		21		
33	舗装工事業	平成19年3月31日以前のもの 平成21年3月31日以前のもの 平成21年4月1日以降のもの		20		14		
34	鉄道又は軌道新設事業	平成19年3月31日以前のもの 平成21年3月31日以前のもの		23		23		
35	建築事業	平成21年4月1日以降のもの 平成19年3月31日以前のもの 平成21年3月31日以前のもの 平成21年4月1日以降のもの	99,700,000	21	20,937	15		314,055
38	既設建築物設備工事業	平成19年3月31日以前のもの 平成21年3月31日以前のもの 平成21年4月1日以降のもの	113,450,000 9,350,000 (7,350,000) 110,250,000	21	1,963	13		357,360 27,482
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成19年3月31日以前のもの 平成21年3月31日以前のもの 平成21年4月1日以降のもの		22	25,220	14		353,080
37	その他の建設事業	平成19年3月31日以前のもの 平成21年3月31日以前のもの 平成21年4月1日以降のもの		24		9		
	合計				71,944			1,004,329

①～⑧の合計: 49,044 (千円) 一般拠出金率: 0.05 (1000分の) 一般拠出金額: 2,452 (円)

注1 一括有期事業報告書(様式第7号(甲))に記載した事業(「工事」を、事業の種類)とに合算し、本表により確定保険料を計算すること。
注2 前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。
注3 一般拠出金とは、石橋による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労災保険適用事業主から徴収する拠出金を指す。
注4 一般拠出金は事業(「工事」)開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業(「工事」)を徴収対象とする。

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。
平成 23 年 6 月 10 日
〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

住所 〇〇市〇〇 X-X-X
事業主 株式会社〇〇工務店
氏名 代表取締役 〇〇〇〇

1円未満の端数は切り捨て

電話番号() XXX-XXXX
電話番号() XX-XXX-XXXX

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)
氏名 電話番号

社会保険労務士 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示

(23.1)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

継続事業 (一括有期事業を含む)

提出用

平成 23 年 6 月 10 日

あて先 〒 ×××-××××
 ○○市○○
 ○-○-○

○○労働局 tky13rLz

労働保険特別会計歳入徴収官殿

1004329
 1004329

0.05 2452

1004329
 1004329

3

139,106 + 2,452 = 141,558

建築事業

株式会社 ○○工務店

代表取締役 ○○ ○○

国庫金 (記入例) ¥ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

0847 6118 23

5

¥ 139106
 ¥ 2452
 ¥ 141558

あて先 〒 ×××-××××
 ○○市○○ ○-○-○

○工務店
 名等は
 ださい。

労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

電子申請を行う場合のアクセスコードです。

18ページの「電子申請による年度更新手続きについて」をご覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

平成22年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。

〔確定〕

⑧欄 「保険料・拠出金算定基礎額」

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

一括有期事業総括表から転記してください。

〔概算〕

①欄 「保険料算定基礎額の見込額」

②欄 「概算保険料額」

平成22年度の工事实績に基づく「賃金総額」の200/100を上まわらず50/100を下まわらない限り平成22年度と同額で算定してください。

なお、平成23年度メリット制適用事業場においては、同封の「平成23年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してください。

⑰欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額が20万円以上の場合は、3回に延納することができます。(20万円未満の場合は、延納できません。)

⑳欄 差引額

※充当の例 ⑱欄の金額より⑩欄の金額が少ない場合

⑱欄 申告済概算保険料 1,200,000円	－	⑩欄 確定保険料額 1,004,329円	=	⑳欄 差引額 (イ) 充当額 195,671円
------------------------------	---	----------------------------	---	-------------------------------

※不足の例 ⑱欄の金額より⑩欄の金額が多い場合

⑱欄 申告済概算保険料 1,200,000円	－	⑩欄 確定保険料額 1,468,765円	=	⑳欄 差引額 (ハ) 不足額 268,765円
------------------------------	---	----------------------------	---	-------------------------------

㉘欄、㉙欄「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、事業場の住所・名称を記入してください。

事業主の氏名（法人の時は代表者の職名・氏名）記入欄の押印については、記名押印又は事業主自らの署名のいずれかになります。

今期納付額を記入

※納付額の訂正はできません。(もし書き損じたら新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)

※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。

(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)

※金額の前に必ず『¥』記号を記入してください。

継続事業 (一括有期事業を含む)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

提出用

平成 23 年 6 月 10 日

あて先 〒 ×××-××××
 ○○市○○
 ○-○-○
 ○○労働局 tky13r1z
 労働保険特別会計歳入徴収官殿

※各種区分
 管轄(2) 保険関係区分(3) 業種(4) 事業区分(5)
 751 0201

50520
 50520

***.**
 ***.**
 0.05 42

50520
 50520

0,000

⑮ 申告済概算保険料額
 ⑯ 増加概算保険料額 (⑮の(イ)-(ロ))

⑰ 今期納付額 (⑮)+(⑯)
 31,040 + 42 = 31,082

⑱ 保険関係
 成立年月日

⑳ 事業停止等理由
 (イ) 廃止 (ロ) 廃止
 (ハ) 労働者なし (ニ) その他

事業又は作業の種類
立木の伐採

郵便番号 XXX-XXXX 電話番号 (XXXX)XXXX-XXXX

事業主 (イ) 住所 (法人営業の場合)
 ○○市○○×-×-×
 (ロ) 名称 ○○木材(株)
 (ハ) 氏名 代表取締役 ○○ ○○

労働保険 国庫金 (記入例) ¥0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

0847 6118 23

5

¥31040
 ¥42
 ¥31082

あて先 〒 ×××-××××
 ○○市○○ ○-○-○
 徴収日付印

(株) 名等は ださい。

労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

記
人
例

電子申請を行う場合のアクセスコードです。
 24ページの「電子申請による年度更新手続きについて」を
 ご覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

立木の伐採の事業に該当する場合は、平成22年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。立木の伐採以外の林業は、平成22年度中の1ヶ月平均使用労働者数を記入してください。少数点以下の端数が生じた場合は切り捨てた数とし、0人となる場合は1人としてください。

〔確定〕

⑧欄 「保険料・拠出金算定基礎額」

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)から転記してください。

〔概算〕

⑫欄 「保険料算定基礎額の見込額」

⑭欄 「概算保険料額」

平成22年度の実績に照らして算定をしてください。なお、不明の場合は、平成22年度の実績を参考としてください。

また、平成23年度メリット制適用事業場においては、同封の「平成23年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してください。

⑰欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額が20万円以上の場合、3回に延納することができます。(20万円未満の場合は、延納できません。)

⑳欄 差引額

※ 充当の例 ⑱欄の金額より⑩欄の金額が少ない場合

⑱欄 申告済概算保険料 70,000円	－	⑩欄 確定保険料額 50,520円	=	⑳欄 差引額 (イ) 充当額 19,480円
---------------------------	---	-------------------------	---	------------------------------

※ 不足の例 ⑱欄の金額より⑩欄の金額が多い場合

⑱欄 申告済概算保険料 70,000円	－	⑩欄 確定保険料額 72,000円	=	⑳欄 差引額 (ハ) 不足額 2,000円
---------------------------	---	-------------------------	---	-----------------------------

㉘欄、㉙欄「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、事業場の住所・名称を記入してください。

事業主の氏名(法人の時は代表者の職名・氏名)記入欄の押印については、記名押印又は事業主の自らの署名のいずれかになります。

今期納付額を記入

※ 納付額の訂正はできません。(書き損じた場合は、新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)

※ 額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。

(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)

※ 金額の前に必ず『¥』記号を記入してください。

9 事業を廃止した場合、元請工事がなかった場合、還付額が出る場合等

○ 事業を廃止した場合（元請工事を行わない場合、元請・下請の労働者を使わない場合、他の都道府県へ移転した場合、労働保険事務組合へ事務を委託した場合を含む。）は、事業を廃止した日までの申告が必要です。

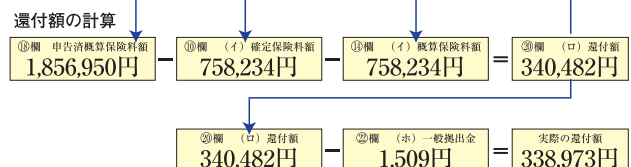
なお、労働保険番号の所掌が「1」で、基幹番号が「6」から始まる申告書の場合、事業場の労働者が0人であっても、元請工事を行う場合には、廃止の申告はできません。

(1) 22年度中に事業を廃止した場合等

(2) 今年度元請工事を行わなかったが、概算保険料の次年度繰りこしを希望する場合

(3) 今年度の概算保険料及び一般拠出金へ充当しても余りがでる場合

還付額が一般拠出金を上回る場合、充当の希望があれば納付の必要はありません。還付請求書（18ページ）を提出してください。



11 その他の注意事項

① 事業の廃止又は元請工事を行わない場合等について

事業を廃止する場合又は今後元請工事を行う予定がない場合は、保険関係の消滅の手続きを行ってください。手続きは、「確定保険料・一般拠出金申告書」を管轄の労働局又は労働基準監督署へ提出し、保険料の精算と一般拠出金の申告等を行うことで完了します。（申告方法は16～17ページをご参照ください。）

- （例）①事業廃止した場合。
②労働保険事務組合へ事務処理を委託した場合。
③他の都道府県へ事業場を移転した場合。

② 建設業の事務所の労災保険について

事務員を雇用している場合は、一括有期事業の労災保険とは別に「事務所」として管轄の労働基準監督署で労災保険加入の手続きが必要になります。

③ 一括有期事業開始届（様式第3号）について

一括有期事業の対象となる個々の工事を始めた場合、**工事開始の翌月10日まで**に前月に開始した工事を、「**一括有期事業開始届**」により管轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。（請負金額が500万円未満の事案については、個々に記入せず事業の種類ごとに取りまとめ「〇〇工事外〇〇件」と記入することができます。）手続に必要な用紙は各労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページ（URLは以下のとおり）からダウンロードできます。

〈URL〉

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html/>

④ 一括されない有期事業（単独有期事業）

一括の要件に該当しない建設事業又は立木の伐採の事業は、一工事現場又は一作業現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続きをすることとなります。

具体的な手続きとしては、事業開始から10日以内にその事業を管轄する労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出し、20日以内に「概算保険料申告書（有期事業）」を金融機関又は管轄の労働基準監督署・労働局に申告・納付をすることとなります。

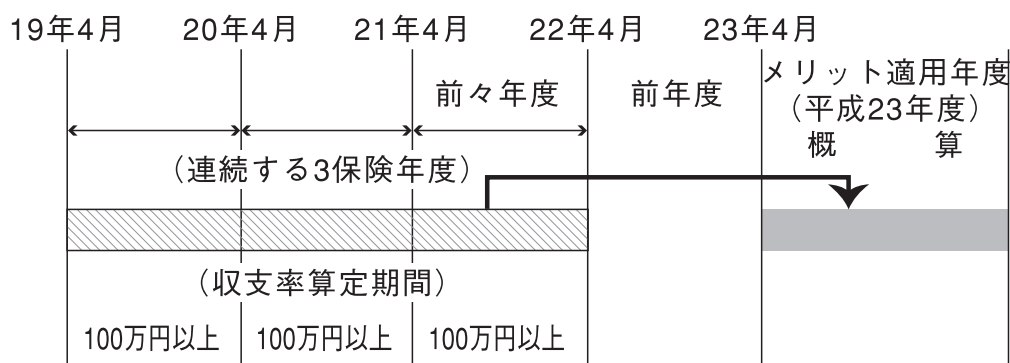
その事業が終了したときは、50日以内に「確定保険料・一般拠出金申告書（有期事業）」を提出し、すでに申告・納付してあった概算保険料を精算する必要があります。

⑤ 労災保険率のメリット制について

メリット制は、事業主の保険料負担の公平を図るために、個々の事業場の業務災害率の高低に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を、一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりする制度です。

（1）一括有期事業

一括有期事業については、保険関係成立後3年以上（3月31日現在）経過し、過去3保険年度連続して、確定保険料の額が**100万円以上**の事業が該当します。



昨年度、メリット制が適用されていた事業場については、「一括有期事業総括表」の「保険料率」の「メリット料率」欄に、**昨年度送付した「平成22年度労災保険率決定通知書」**に記載されているメリット料率を記入し、労災保険料を算出してください。

平成23年度も引き続きメリット制の適用となっている事業場については、「**平成23年度労災保険率決定通知書**」が同封されていますので、該当する「事業の種類」のメリット率により、概算保険料額を算出してください。次のページに「一括有期事業メリット制適用事業場に対する平成22年度確定労災保険率表」を掲載していますので、ご活用ください。

平成23年度の概算保険料からメリット制の非適用となる事業場については、基準料率により、労災保険料を算出してください。

なお、平成22年度確定保険料率、平成23年度概算保険料率は、非業務災害率1000分の0.6に应ずる額を除いて、メリット増減率±40%が適用されます。

(2) 単独有期事業

単独有期事業とは、次のいずれかの要件を満たす事業です。

- イ 請負金額が**1億2千万円以上** (建設の事業)
素材生産量が1千立方メートル以上 (立木の伐採の事業)
- ロ 確定保険料額が**100万円以上**

平成18年4月1日から平成21年3月31日までに保険関係が成立した有期事業については、非業務災害率1000分の0.8に应ずる額を除いて、メリット増減率±40%が適用されます。

平成21年4月1日以降に保険関係が成立した有期事業については、非業務災害率1000分の0.6に应ずる額を除いて、メリット増減率±40%が適用されます。

⑥機械装置の範囲 (例示)

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」(業種番号36)における機械装置の範囲については、下記のとおり具体例が示されています。

- | | | |
|---------------|-----------------|---------------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 6. 抄紙機 (改造) | 12. エレベーター |
| 2. 火力発電所ボイラー | 7. 連続鑄造機 | 13. エスカレーター |
| 3. 原子炉 | 8. 発泡ポリスチレンプラント | 14. 石油精製、石油化学プラント |
| 4. ゴミ焼却装置 | 9. 電気集塵装置 | 15. 水力発電設備 |
| 5. 原子力発電所タービン | 10. ガス発生装置 | 16. 索道 (ロープウェイ、
ゴンドラリフト、リフト) |
| | 11. 水処理設備 | |

一括有期事業「メリット」制適用事業場に対する平成22年度確定労災保険率表

事業の種類	機械の割合 対し労災保険率	事業の開始時期	40%減										基準率 1000分の	5%増									
			1000分の	35%減	30%減	25%減	20%減	15%減	10%減	5%減	1000分の	15%増		20%増	25%増	30%増	35%増	40%増					
31		18年4月1日 以降のもの	71.12	76.98	82.84	88.7	94.56	100.42	106.28	112.14	118	123.86	129.72	135.58	141.44	147.3	153.16	159.02	164.88				
		21年4月1日 以降のもの	62.04	67.16	72.28	77.4	82.52	87.64	92.76	97.88		103	108.12	113.24	118.36	123.48	128.6	133.72	138.84	143.96			
32		18年4月1日 以降のもの	12.92	13.93	14.94	15.95	16.96	17.97	18.98	19.99	21	22.01	23.02	24.03	25.04	26.05	27.06	28.07	29.08				
		21年4月1日 以降のもの	9.24	9.96	10.68	11.4	12.12	12.84	13.56	14.28		15	15.72	16.44	17.16	17.88	18.6	19.32	20.04	20.76			
33		18年4月1日 以降のもの	8.72	9.38	10.04	10.7	11.36	12.02	12.68	13.34	14	14.66	15.32	15.98	16.64	17.3	17.96	18.62	19.28				
		21年4月1日 以降のもの	6.84	7.36	7.88	8.4	8.92	9.44	9.96	10.48		11	11.52	12.04	12.56	13.08	13.6	14.12	14.64	15.16			
34		18年4月1日 以降のもの	14.12	15.23	16.34	17.45	18.56	19.67	20.78	21.89	23	24.11	25.22	26.33	27.44	28.55	29.66	30.77	31.88				
		21年4月1日 以降のもの	11.04	11.91	12.78	13.65	14.52	15.39	16.26	17.13		18	18.87	19.74	20.61	21.48	22.35	23.22	24.09	24.96			
35		18年4月1日 以降のもの	9.32	10.03	10.74	11.45	12.16	12.87	13.58	14.29	15	15.71	16.42	17.13	17.84	18.55	19.26	19.97	20.68				
		21年4月1日 以降のもの	8.04	8.66	9.28	9.9	10.52	11.14	11.76	12.38		13	13.62	14.24	14.86	15.48	16.1	16.72	17.34	17.96			
38		18年4月1日 以降のもの	8.72	9.38	10.04	10.7	11.36	12.02	12.68	13.34	14	14.66	15.32	15.98	16.64	17.3	17.96	18.62	19.28				
		21年4月1日 以降のもの	8.64	9.31	9.98	10.65	11.32	11.99	12.66	13.33		14	14.67	15.34	16.01	16.68	17.35	18.02	18.69	19.36			
36		18年4月1日 以降のもの	8.72	9.38	10.04	10.7	11.36	12.02	12.68	13.34	14	14.66	15.32	15.98	16.64	17.3	17.96	18.62	19.28				
		21年4月1日 以降のもの	5.64	6.06	6.48	6.9	7.32	7.74	8.16	8.58		9	9.42	9.84	10.26	10.68	11.1	11.52	11.94	12.36			
37		18年4月1日 以降のもの	12.92	13.93	14.94	15.95	16.96	17.97	18.98	19.99	21	22.01	23.02	24.03	25.04	26.05	27.06	28.07	29.08				
		21年4月1日 以降のもの	11.64	12.56	13.48	14.4	15.32	16.24	17.16	18.08		19	19.92	20.84	21.76	22.68	23.6	24.52	25.44	26.36			

12 一括有期事業報告書・総括表作成のチェックポイント

平成23年度労働保険料申告書の記入が終わりましたら、このチェックポイントで、もう一度確認してみましょう。

チェック

- [] 元請工事で平成22年度中（平成22年4月1日～平成23年3月31日）に終了した工事が、もれていませんか。
（下請工事は申告の対象にはなりません。）

- [] 平成23年3月31日までに終了していない工事が含まれていませんか。
（平成23年3月31日までに工事が終了していない場合は、本年度の申告対象にはなりません。）

- [] 一括有期の要件を満たす工事以外が含まれていませんか。
（一括有期扱いができる工事は、4ページで確認してください。）

- [] 事業の種類区分に誤りはありませんか。
（25～26ページの「労災保険率適用事業細目表」で確認してください。）

- [] 事業開始時期の区分に誤りはありませんか。
（工事開始時の労務費率、保険料率が適用されます。8ページの「事業の種類・労務費率・保険料率一覧表」で確認してください。）

- [] **支払賃金**により保険料を算定している工事について、下請業者の賃金にもれはありませんか。

- [] **労務費率**により保険料を算定している工事について、請負代金に消費税が含まれていますか。

- [] 平成19年4月1日以降に新規に工事を開始し、平成23年3月31日までに終了した工事について、総括表の一般拠出金欄の記入もれがありませんか。

13 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について

事業主の氏名(法人の名称)、事業主の住所(本店所在地)、事業の名称、所在地、事業の種類(業種)等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を所轄の労働基準監督署(所掌3の場合はハローワーク)に提出してください。

なお、所在地の変更により、所轄の労働基準監督署が変わる場合は、変更後(現在の労働保険番号)の所在地を管轄する労働基準監督署に提出してください。ただし、他都道府県に変更される場合は、変更から50日以内に旧所在地で保険関係の消滅(保険料の精算)の手続きをし、変更後の所在地を管轄する労働基準監督署で新規加入の手続きを行ってください。

◎記入にあたっての注意事項

必ず「労働保険番号」、「変更年月日」、変更箇所(変更前と変更後)の記入をお願いします。(変更のない部分については記入不要です。)

所在地移転に伴い電話番号が変わる場合は、「名称・氏名」の中の電話番号欄を記入してください。複数の労働保険番号を有する事業主は、労働保険番号ごとに作成してください。

◎その他注意事項

提出時に変更内容が確認できる資料(登記簿謄本写し、賃貸契約書写し等)を確認させていただくことがあります。また、雇用保険適用事業所は、ハローワークへ別途「雇用保険事業主事業所各種変更届」の提出が必要です。(詳しくはハローワークへお問い合わせください。)

14 電子申請による年度更新手続きについて

年度更新申告書にアクセスコード(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されています。

電子申請の一連の手続きの中で、様式をダウンロードした後に労働保険番号と「アクセスコード」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができるようになり、前年度申告内容等を改めて入力し直す手間が省けます。(電子申請するにあたっては、あらかじめ政府が認めた認証局の発行した電子署名用の電子証明書の取得が必要です。)

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署の窓口へ出向くことなく手続きを行うことができます。また、年度更新につきましては、申告書を電子申請した場合にのみ電子納付をすることができます。詳しくは「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)やP.28~30に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

なお、e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター」(電話番号0570-041041(PHS・IP電話等の場合017-721-0363)、受付時間：9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで))へお問い合わせください。※通話は有料

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(表面)

労働保険 概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

31759

標準字体 0123456789
下記の注意事項をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

継続事業 (一括有期事業を含む。)

提出用

平成23年 月 日

あて先 〒×××-×××× ××市××区××-××

労働局 uaj39uuy ← アクセスコード

労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

※各種区分 管轄(2) 保険関係等(3) 業種(4) 産業分類(5)
711 06

①労働保険番号 ××101600001-000

※提出年月日(元号：平成は7) 元号 月 日 項1 項2

③事業廃止等年月日(元号：平成は7) 元号 月 日 項3 項4 項5

※事業廃止等理由

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高齢労働者数 ⑦保険関係 ⑧片保険理由コード

⑦区分 算定期間 平成22年4月1日 から 平成23年3月31日 まで

⑧保険料・拠出金算定基礎額 ⑨保険料・拠出金率 ⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

(注2)(注1) 一右 縦 読

なるべく折り返さないように

15 労災保険率適用事業細目表

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	31	水力発電施設、 隧道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 3102 高えん堤新設事業 3103 隧道新設事業
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	33	ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業
	34	鉄道又は軌道新 設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事中用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。） 3401 開さく式地下鉄道の建設に関する建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の建設に関する建設事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	35	建築事業 (38) 既設建築 物設備工事業を 除く。）	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事中用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。） 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業（(3103) 隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。） 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3503 橋りょう建設事業 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 3504 建築物の新設に伴う設備工事業（(3507) 建築物の新設に伴う電気の設備工事業及び (3715) さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 3508 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事業 3505 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業 3506 その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業（(3103) 隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。） ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	35	建築事業 (38) 既設建築物設備工事業を除く。	3506 その他の建築事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業
	38	既設建築物設備工事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業、(3802) 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び(3715) さく井事業を除く。) イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業
	36	機械装置の組立て又はすえ付けの事業 ※「その他のもの」に係る労務比率は基礎台の建設についてのみ適用	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業 3602 索道建設事業
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業(3102) 高えん堤新設事業を除く。 3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業(3103) 内面巻替えの事業を除く。 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719) 造園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 (33) は装工事業及び(3505) 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。

16 有期事業の一括ができる都道府県労働局の管轄区域一覧表

事務所の所在地の都道府県	有期事業の一括ができる都道府県等									
北海道	青森県									
青森県	北海道	岩手県	秋田県							
岩手県	青森県	宮城県	秋田県							
宮城県	岩手県	秋田県	山形県	福島県						
秋田県	青森県	岩手県	宮城県	山形県						
山形県	宮城県	秋田県	福島県	新潟県						
福島県	宮城県	山形県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県				
茨城県	福島県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県			
栃木県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県			
群馬県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	長野県	
埼玉県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県	
東京都	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	東京都	神奈川県	静岡県			
神奈川県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	山梨県	静岡県		
新潟県	山形県	福島県	群馬県	東京都	富山県	長野県				
富山県	新潟県	石川県	長野県	岐阜県						
石川県	富山県	福井県	岐阜県							
福井県	石川県	岐阜県	滋賀県	京都府						
山梨県	埼玉県	東京都	神奈川県	長野県	静岡県					
長野県	群馬県	埼玉県	新潟県	富山県	山梨県	岐阜県	静岡県	愛知県		
岐阜県	富山県	石川県	福井県	長野県	愛知県	三重県	滋賀県			
静岡県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	愛知県			
愛知県	長野県	岐阜県	静岡県	三重県						
三重県	岐阜県	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県		
滋賀県	福井県	岐阜県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県			
京都府	福井県	三重県	滋賀県	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	
大阪府	三重県	滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	香川県
兵庫県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県			
奈良県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県				
和歌山県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	徳島県				
鳥取県	京都府	兵庫県	島根県	岡山県	広島県					
島根県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県						
岡山県	京都府	大阪府	兵庫県	鳥取県	島根県	広島県	香川県	愛媛県		
広島県	鳥取県	島根県	岡山県	山口県	香川県	愛媛県				
山口県	島根県	広島県	愛媛県	福岡県	大分県					
徳島県	大阪府	兵庫県	和歌山県	香川県	愛媛県	高知県				
香川県	大阪府	兵庫県	岡山県	広島県	徳島県	愛媛県	高知県			
愛媛県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	高知県	大分県			
高知県	徳島県	香川県	愛媛県							
福岡県	山口県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県			
佐賀県	福岡県	長崎県	熊本県	大分県						
長崎県	福岡県	佐賀県	熊本県							
熊本県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	宮崎県	鹿児島県				
大分県	山口県	愛媛県	福岡県	佐賀県	熊本県	宮崎県				
宮崎県	熊本県	大分県	鹿児島県							
鹿児島県	熊本県	宮崎県								
沖縄県	-									

※下線は厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域

17 年度更新手続きはパソコンから行うことができます!!

電子申請の利用方法



労働保険の電子申請手続は、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」から行うことができます。



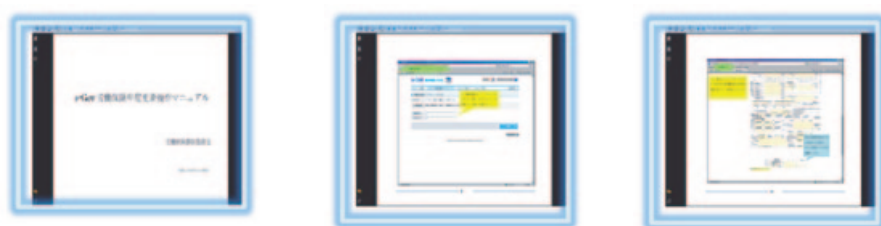
●メインメニュー画面より、「電子申請のトップページ」ボタンをクリックして、「電子申請システム」画面へお進みください。

●使用されているインターネット環境に接続されている機器から<http://www.e-gov.go.jp/>にアクセスしてください。



●労働保険の年度更新手続につきましては、「労働保険料申告書(年度更新申告)マニュアル」に手続の詳細な手順を掲載しておりますので、ご参照ください。

●e-Govを初めて使用される方は、「初めてのの方はこちら」ボタンをクリックして、各種環境設定を行ってください。



●マニュアルにはアクセスコードの利用方法から申請データの送信方法、さらには電子納付の手順まで記載しておりますので、ご参照の上手続をお進めください。

●ご不明な点等ございましたら、前ページの問い合わせ先にお問い合わせください。

審査状況の確認

電子申請にて申請していただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。



●審査状況をご確認いただくにあたっては、「到達番号」と「問い合わせ番号」が必要になりますので、申請データを送信後に表示される「到達確認」画面に表示される番号をお控えください。

※「到達番号」「問い合わせ番号」を紛失された場合は、電子政府利用支援センターまでお問い合わせください。



●「電子申請システム」画面の「状況照会」項目にある「状況照会」をクリックしてください。



●「状況照会」画面が表示されましたら、「到達番号」欄、「問い合わせ番号」欄にそれぞれの番号を入力し、「照会」ボタンをクリックしてください。



●「状況確認」画面が表示されましたら、「手続の経過(日時)」をご覧ください。審査状況をご確認いただけます。

●「状況照会」画面からは「納付情報一覧」ボタンをクリックすることにより、電子納付手続に進むことができます。

電子納付のご案内

労働保険料の納付手続きについては、電子納付をご利用いただけます。



- 「状況確認」画面を表示してください。(画面の表示方法前ページをご参照ください。)
- 「状況確認」画面の「納付情報一覧」ボタンをクリックしてください。



- 電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されます。

電子申請による年度更新申告手続きを行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

A 電子申請による年度更新申告手続きと同時に電子納付を行う場合

申請データの送信後、「納付情報一覧」画面において「電子納付する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。
この場合、申請から30分以内に電子納付を行ってください。時間を経過しますと、この方法による電子納付はできませんので、他の方法により電子納付を行ってください。

B 電子申請による年度更新申告手続き後、後日電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。
この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面を予め印刷しておくとう便利です。

C 電子申請による年度更新申告手続き後、後日ATMにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。
この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面を予め印刷しておくとう便利です。

注意事項

- 電子納付が可能な期間は、申請日からおよそ3ヶ月以内(※)です。
※申請日の月に3を加えた日の申請日に一番近い実在日
(例えば3を加えて「11月31日」となる場合は、「11月30日」となります。)
- インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。
(対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ(http://www.pay-easy.jp/payeasy_facilities/financial.htm)を参照してください。)
- 労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や税金
また、その他様々な料金を全国の金融機関の
インターネットバンキング、ATMなどから支払う
ことができるようになるMPN(マルチペイメント
ネットワーク)が提供するサービスです。
詳しくはこちらまで(<http://www.pay-easy.jp/index.html>)

平成23年度第3期納付分から

口座振替がご利用いただけます！

労働保険料及び一般拠出金は、これまで、金融機関や労働局の窓口で納付いただいておりますが、平成23年度第3期納付分から、口座振替により納付いただくことが可能となります。

口座振替納付とは

あらかじめ金融機関の口座番号等をお届けいただくことで、納付日にお届けいただいた口座から労働保険料等を引き落とし、納付する制度です。

口座振替納付のメリット

- 👉 金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料等の納付ができます。
- 👉 口座振替の手続を一度すれば、翌年度（納期）以降も継続して口座振替により納付することができます。
- 👉 手数料はかかりません。
- 👉 納期限を気にすることなく、自動的に労働保険料等の納付が行えます。（残高不足等により振替不能となることのないよう、ご注意ください。）

口座振替の申込手続

口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記した申込用紙を、口座を開設してる金融機関の窓口へ提出いただく必要があります。

今年度延納（※）を申請された事業主の皆様には、今年度第2期分の納付書に、口座振替のご案内と申込用紙を同封します。

今年度延納（※）を申請されない事業主の皆様は、来年度の年度更新から口座振替をご利用いただけます。

※ 延納については、13ページをご覧ください。

詳細は、本年秋頃に、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>)にてご案内しますので、ご覧ください。

大変便利な口座振替納付を是非ご利用ください！！

19 年度更新よくある質問

〔申告書作成に関すること〕

- Q1. 一般拠出金の計算をしたら小数点以下が発生してしまいました。切り捨てですか。切り上げですか。
- A. 切り捨てになります。
- Q2. 22年度確定計算をしたところ不足額が発生し、23年度概算保険料と合計すると20万円を超えます。概算保険料のみですと20万円未満ですが延納できますか。
- A. 延納することはできません。概算保険料額が20万円以上の場合のみ、延納可能となります。(P.13参照)
- Q3. 申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。
- A. Q4の領収済通知書(納付書)の納付金額以外であれば訂正できますので、訂正後の数字(文字)がわかるように書き直してください。訂正印を押す必要はありません。
- Q4. 領収済通知書の納付額を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。
- A. 納付額の訂正はできませんので、必ず新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。新しい領収済通知書(納付書)は最寄りの労働基準監督署及び労働局に用意してあります。なお、他都道府県の領収済通知書(納付書)での納付はできませんのでご注意ください。(P.13参照)
- Q5. 事業主(事業)の名称・所在地を移転(名称を変更)しましたが、申告書の㉑事業主(㉒事業)の欄は新旧どちらを記入したらいいのですか、また、領収済通知書(納付書)の印書されているものは訂正していいのですか。
- A. 移転先の新しい名称・所在地をご記入ください。領収済通知書(納付書)については訂正せずそのまま使用してください。なお、変更があった場合は労働基準監督署へ「名称、所在地等変更届」を、ハローワークへ「事業主事業所各種変更届」をご提出ください。(P.24参照)
- Q6. 昨年度事業を廃止しました。申告書の提出は必要ですか。
- A. 申告書の提出は必要です。事業を廃止した日までの確定保険料を申告してください。
- Q7. 平成23年4月以降に事業を廃止することが確定しております。概算の算定基礎額を確定と同額にしなければなりませんか。
- A. 廃止までの期間に支払われることが予定される賃金総額の見込額を記入してください。また、事業廃止後に平成23年度確定保険料申告書の提出が必要となります。
- Q8. 年度更新に必要な用紙はホームページからダウンロードできますか。
- A. 厚生労働省ホームページからダウンロードできます。それ以外の方は電子申請をご利用いただくか、最寄りの労働基準監督署、労働局で入手してください。

《URL》

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.htm/>

〔申告書提出に関すること〕

Q9. 納付金額がないとき申告書の提出はどうしたらいいのですか。

A. 申告書のみを管轄の労働基準監督署、労働局または社会保険・労働保険徴収事務センターにご提出(郵送でも可)ください。

Q10. 還付額があるときはどうしたらいいのですか。

A. 申告書の提出だけでは還付されませんので、必ず「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を管轄の労働基準監督署または労働局へご提出ください。

Q11. 申告書の控えに労働基準監督署、労働局の受付印が必要なときはどうしたらいいのですか。

A. 金融機関を経由して提出されると押印することができませんので、直接労働基準監督署または労働局へご提出ください。また、申告書と領収済通知書(納付書)を切り離し、申告書のみ管轄の労働基準監督署または労働局に提出いただき、保険料の納付は別途、領収済通知書を金融機関に提出していただくことも可能です。なお、郵送で提出される場合はお手数ですが返信用の封筒を同封くださいますようお願いいたします。

〔保険料納付に関すること〕

Q12. 申告書と領収済通知書(納付書)を切り離してしまいました。どうしたらいいのですか。

A. どちらも使用できますので申告書のみを管轄の労働基準監督署または労働局にご提出いただき(郵送でも可)、領収済通知書(納付書)はお近くの金融機関で納付する際にご利用ください。

Q13. 申告、納付は日本銀行でしかできないのですか。

A. 日本銀行の歳入代理店になっている金融機関(郵便局を含む)で申告、納付をおこなってください。

〔その他〕

Q14. 一般拠出金とは何ですか。

A. 「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、平成19年4月1日より事業主のみなさまにご負担いただくものです。

Q15. 申告内容について、調査を行うこともあるのでしょうか。

A. 毎年、労働局又は労働基準監督署の職員が調査を行っています。また、調査においては、参考として源泉徴収簿等の関係書類も確認することがあります。なお、仮に申告額に誤りがあり不足額が判明した場合は、不足額とともに不足額の10%を追徴金として徴収することとなります。

Q16. もっと詳しく知りたいときはどうしたらいいのですか。

A. 労働局または最寄りの労働基準監督署の労働保険担当窓口等でご相談ください。

